

福島医発第 2878 号 (地)

平成 25 年 3 月 7 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会

会長 松 田 峻一良

(公印省略)

東日本大震災により被災した被保険者の利用者負担等の減免措置に対する
財政支援の延長等について

東日本大震災被災地における介護保険の被保険者に係る利用者負担および保険料の減免に対する財政支援につきましては、平成 24 年 8 月 3 日付け福島医発第 1196 号 (地)「平成 24 年 10 月 1 日以降の東日本大震災により被災した被保険者の利用者負担の減免措置に対する免除証明書等の取扱いについて」等にてご連絡申し上げましたとおり、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う国による避難指示等の対象地域ならびに東日本大震災による被災地域においては、利用者負担および介護保険の保険料に係る財政支援等が継続されてきたところであります。

今般、厚生労働省より平成 25 年度においても当該財政支援等について継続する旨の事務連絡が各都道府県行政に対して発出された旨、日本医師会より通知が参りましたのでご連絡申し上げます。

なお、当該財政措置等の具体的な取扱いは下記のとおりとされております。

1. 避難指示等対象地域の被保険者について

①財政支援

利用者負担免除措置：平成 26 年 2 月 28 日まで

保険料減免措置：平成 26 年 3 月分まで

②免除証明書等

福島第一原発事故に伴い全域が避難指示等対象地域である町村*については引き続き免除証明書は不要であり、被保険者証の提示を免除証明書の提示に代えることができる。

(※広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村)

小郡三井医師会より

介護保険担当理事 古川哲也
会長 蒲池 壽

2. 上記以外の区域の被災した被保険者について

①財政支援について

平成 24 年度に引き続き、平成 25 年 4 月以降も利用者負担または保険料の減免を行う場合であって、その減免額が通常の特別調整交付金の交付基準を満たす場合は、減免額の 8 割に相当する額が特別調整交付金の交付対象となる予定。

②免除証明書

引き続き、有効期限が更新された利用者負担免除証明書のみを有効なものとして取り扱う。

(介 76)

平成 25 年 2 月 26 日

都道府県医師会 介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

高 杉 敬 久



東日本大震災により被災した被保険者の利用者負担等の減免措置に対する
財政支援の延長等について

東日本大震災被災地における介護保険の被保険者に係る利用者負担および保険料の減免に対する財政支援につきましては、平成 24 年 7 月 25 日付 (介 22) 「平成 24 年 10 月 1 日以降の東日本大震災により被災した被保険者の利用者負担の減免措置に対する免除証明書等の取扱いについて」等にてご連絡申し上げましたとおり、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う国による避難指示等の対象地域ならびに東日本大震災による被災地域においては、利用者負担および介護保険の保険料に係る財政支援等が継続されてきたところであります。

今般、厚生労働省より平成 25 年度においても当該財政支援等について継続する旨の事務連絡を各都道府県行政に対して発出されましたのでご連絡申し上げます。

当該財政措置等の具体的な取扱いは下記のとおりとされております。

1. 避難指示等対象地域の被保険者について

①財政支援

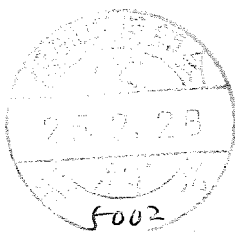
利用者負担免除措置 : 平成 26 年 2 月 28 日まで

保険料減免措置 : 平成 26 年 3 月分まで

②免除証明書等

福島第一原発事故に伴い全域が避難指示等対象地域である町村※については引き続き免除証明書は不要であり、被保険者証の提示を免除証明書の提示に代えることができる。

(※ 広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村)



2. 上記以外の区域の被災した被保険者について

①財政支援について

平成24年度に引き続き、平成25年4月以降も利用者負担または保険料の減免を行う場合であって、その減免額が通常の特別調整交付金の交付基準を満たす場合は、減免額の8割に相当する額が特別調整交付金の交付対象となる予定。

②免除証明書

引き続き、有効期限が更新された利用者負担免除証明書のみを有効なものとして取り扱う。

つきましては貴会におかれましても本内容をご了知いただき、ご協力方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

記

(添付資料)

- ・「東日本大震災により被災した被保険者の利用者負担等の減免措置に対する財政支援の延長等について」の送付について
(平25.2.22 老介発0222第1号 厚生労働省老健局介護保険計画課長通知)

以上



老介発0222第1号
平成25年2月22日

社団法人日本医師会常任理事
高 杉 敬 久 殿

厚生労働省老健局介護保険計画課長



「東日本大震災により被災した被保険者の利用者負担等の減免措置に対する
財政支援の延長等について」の送付について

日頃より、介護保険制度の円滑な実施に御尽力いただきまして厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきましては、別添の事務連絡を平成25年2月13日付けで各都道府県知事宛て送付いたしましたので、その趣旨を御了知いただきたく、お送り申し上げます。

事 務 連 絡
平成 25 年 2 月 13 日

各都道府県介護保険主管部（局）御中

厚生労働省老健局介護保険計画課

東日本大震災により被災した被保険者の利用者負担等の減免措置に対する
財政支援の延長等について

平成 24 年度における東日本大震災により被災した被保険者の利用者負担及び保険料（以下「利用者負担等」という。）の減免措置の取扱い等については、「東日本大震災により被災した被保険者の利用者負担等の減免措置に対する財政支援の延長等について」（平成 24 年 2 月 9 日付け厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡）、
「平成 24 年 10 月 1 日以降の東日本大震災により被災した被保険者の利用者負担の減免措置に対する免除証明書等の取扱いについて」（平成 24 年 7 月 24 日付け厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡）、
「平成 24 年度介護保険災害臨時特例補助金の取扱いについて」（平成 24 年 7 月 27 日付け老発 0727 第 1 号厚生労働省老健局長通知。以下「7 月局長通知」という。）、
「平成 24 年度における介護保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令第 7 条第 3 号の規定に基づく特別調整交付金（介護保険の財政又は介護保険事業の安定的な運営に影響を与える場合その他のやむを得ない特別の事情がある場合）の交付基準について」（平成 24 年 12 月 7 日付け老発 1207 第 2 号厚生労働省老健局長通知）等において、お示ししているところです。

今般、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う国による避難指示等の対象地域（以下「避難指示等対象地域」という。）における被保険者の利用者負担等の減免措置に対する財政支援の期間を別紙 1 のとおり延長するとともに、避難指示等対象地域以外の東日本大震災による被災地域における被保険者の利用者負担等の減免措置に対する財政支援の平成 25 年 4 月 1 日以降の取扱いについて、別紙 2 のとおりにすることとしましたので、管内市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。）等に周知を図るようよろしくお願いします。

なお、周知に当たっては、別添のリーフレットを適宜ご活用下さい。

別紙 1 避難指示等対象地域の被保険者の取扱いについて

1 避難指示等対象地域の被保険者の取扱い

(1) 利用者負担免除措置（利用者負担額軽減支援事業）に対する財政支援

平成 26 年 2 月 28 日まで延長する予定である。

なお、平成 25 年 3 月 1 日以降の利用者負担免除措置については、7 月局長通知の別紙「平成 24 年度介護保険災害臨時特例補助金取扱要領」（以下「取扱要領」という。）の別記「利用者負担額軽減支援事業」と同様の対応を予定している。

(2) 保険料減免措置に対する財政支援

平成 26 年 3 月分まで延長する予定である。

(3) 対象者

- ・警戒区域、計画的避難区域及び緊急時避難準備区の域被保険者
- ・特定避難勧奨地点に居住していたため、避難を行っている被保険者（ともに解除・再編された地域を含み、震災発生後、他市町村に避難のため転出した者を含む。）

(4) 財政支援の対象となる利用者負担等の減免措置については、平成 24 年度と同様の財政支援を継続する予定としているが、詳細については、追って通知する。

なお、平成 24 年度分の保険料の減免措置について、平成 24 年度末に被保険者資格を取得したこと等により平成 25 年 4 月以降に普通徴収の納期限が到来するものについても、その全額を財政支援する予定である。

2 利用者負担額軽減支援事業対象者認定票の取扱い

(1) 全域が避難指示等対象地域である町村（※）に住所を有する被保険者については、引き続き、平成 25 年 3 月 1 日以降も、被保険者証の提示を、取扱要領の別記「利用者負担額軽減支援事業」において示している「利用者負担額軽減支援事業対象者認定票」（以下「認定票」という。）の提示に代えることができる。

（※）広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村

(2) (1)に掲げる町村以外の市町村のうち、平成 25 年 3 月 1 日以降に、1 (3)に掲げる対象者（以下「避難指示等対象被保険者」という。）に対して利用者負担免除措置（利用者負担額軽減支援事業）を行う市町村にあつては、避難指示等対象被保険者に対し、平成 26 年 2 月 28 日までの間のいずれかの日を有効期限として印字した認定票を交付する。

なお、認定票の交付は利用者負担免除証明書（有効期限が平成 26 年 2 月 28 日までの間のいずれかの日となっているものに限る。）の交付をもって代えることができる。

別紙 2 避難指示等対象地域以外の被保険者の取扱いについて

1 避難指示等対象地域以外の被保険者の取扱い

(1) 平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの財政支援

避難指示等対象被保険者以外の被災した被保険者に対して、平成 24 年度に引き続き、平成 25 年 4 月以降も、利用者負担又は保険料の減免を行う場合であつて、その減免額（利用者負担減免にあつては利用者負担額軽減支援事業の事業費を、保険料減免にあつては避難指示等対象被保険者に対する減免額を含む。）が介護保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令（平成 12 年厚生省令第 26 号。以下「調整交付金算定省令」という。）第 7 条第 1 号又は第 2 号の例による交付要件を満たす場合には、平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間に係る避難指示等対象被保険者以外の被災した被保険者に対する利用者負担又は保険料の減免額の 10 分の 8 以内の額が特別調整交付金の交付対象となる予定であること。

なお、平成 25 年度の特別調整交付金の具体的な交付方法については、市町村の事務負担等も考慮して、引き続き検討する。

(2) (1)の財政支援の対象となる利用者負担の減免措置は、平成 24 年度と同様とする予定である。

なお、関係通知及び具体的な基準については、追って通知する。

(3) (1)の財政支援の対象となる保険料の減免措置は、調整交付金算定省令第 7 条第 1 号の例により、同一の事由によって市町村民税の減免を行っていることを要件とする。

また、平成 25 年 4 月 1 日以降の保険料減免に対する特別調整交付金の交付基準については、「災害による介護保険の保険料の減免に伴う特別調整交付金の算定基準について」（平成 12 年 12 月 4 日付け老発第 798 号厚生省老人保健福祉局長通知。以下「平成 12 年通知」という。）を適用する。なお、平成 12 年通知については、現在のところ、一部取扱いを変更する予定であり、追って通知する。

2 利用者負担免除証明書の取扱い

避難指示等対象被保険者以外の被災した被保険者については、引き続き、有効期限が更新された利用者負担免除証明書のみを有効なものとして取り扱う。

【参考】

これまでお示しした平成 24 年 10 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までの財政支援については以下のとおりであるので、参考にされたい。

- 避難指示等対象被保険者以外の被災した被保険者に対して、平成 24 年 10 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までの間も、利用者負担又は保険料の減免を行った場合であつて、その減免額（避難指示等対象被保険者に対する減免額（利用者負担減免にあつては利用者負担額軽減支援事業の事業費を含む。）を含む。）が調整交付金算定省令第 7 条第 1 号又は第 2 号の例による交付要件を満たす場合には、平成 24 年 10 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までの間に係る避難指示等対象被保険者以外の被災した被保険者に対する利用者負担又は保険料の減免額の 10 分の 8 の額が平成 25 年度の特別調整交付金の交付対象となる。

**平成25年3月1日以降も、以下の方については、
介護サービスの利用者負担が免除となります。**

1. 利用者負担の免除を受けることができる対象者と期限

**○東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う
避難指示区域等^(※1)の被災者^(※2)**

→平成26年2月28日まで

(※1) 警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域及び特定避難勧奨地点として
設定されている4つの地域です。(解除・再編された地域を含みます。)

(※2) 震災発生後、他市町村へ転出された方を含みます。

(お住まいの市町村の実施については市町村の窓口にお問い合わせ下さい。)

(注) 東京電力福島第一原子力発電所事故による避難指示区域等の被災者以外の方

- 市町村により、引き続き、介護サービスの利用者負担が減免されることがあります。
- 詳細については、お住まいの市町村へお問い合わせ下さい。

**2. 被保険者証に記載された住所が福島県の以
下の町村の方は、引き続き平成26年2月28
日まで免除証明書の提示は不要です。**

町村名

広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、
葛尾村、飯舘村

(注) 上記の町村以外の住所の方で、利用者負担の免除を受けるためには、
有効期限が切れていない免除証明書が必要です。

**免除証明書に関してご不明な点があれば、お住
まいの市町村の窓口にお問い合わせください。**